

大和市告示第57号

大和市施設開設準備経費助成特別対策に係る補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市施設開設準備経費助成特別対策に係る補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市施設開設準備経費助成特別対策に係る補助金交付要綱（平成22年大和市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に、同条第3号中「第4条第3号」を「第4条第4号」に、同条第4号中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。